

浜長保険センター安全だより

令和 5 年 2 月 13 日

浜長保険センター 第 75 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



2月3日は節分、豆をまいて1年の厄を払う日、季節を分ける意味で節分と呼ばれます。また立春(2月4日)を迎え少し暖かくなりましたが、まだ寒さ厳しい日が続いております。体調を崩さず皆さまが良き春をお迎えになりますようお祈り申し上げます。



先月、道路標識等について説明しましたが、今回はその原点となる標識標示主義、及び追い越し禁止とはみ出し禁止の解釈に関して、少し掘り下げて説明したいと思います。

1 標識標示主義

道路標識等がない場合に法定の規制が働くという考え方です。1971年(昭和46年)の道路交通法の一部改正により標識標示主義が採用されました。

例を挙げますと、姫路バイパス(国道2号のう回路)は、自動車専用道路で高速道路ではありません。

一般道と同じで、法定の最高速度は時速60km、最低速度の規制はありません。しかし、姫路バイパスの最高速度は、70キロに指定されています。また、明石大橋海峡大橋(神戸淡路鳴門自動車道)も自動車専用道路であり、本来、法定の最低速度(50km)はありませんが、神戸西ICから垂水ICの区間、最低速度50kmと指定されています。標識により指定された最高速度、最低速度が優先することになります。



姫路バイパスの最高速度



神戸淡路鳴門道

最低速度道路標識
数字の下に横線あり

最低速度違反も
反則金あり
普通車 6千円
点数 1点

1月の安全だよりで「追い越し禁止」と「はみ出し禁止」について、もう少し掘り下げて説明します。

問 追い越し禁止の補助標識がある道路で原付を追い越しても良いか？

答 追い越される車両は、自転車などの軽車両に限られ、原付は除外されていませんので法的には違反になります。(道交法第30条)

問 道路左側にトラックが停車していた場合、追い越しが出来ないのか？

答 追越しとは、①前車に追い付いた場合 ②その進路を変え ③側方を通過し ④かつ前方に出るという一連の行為を言います。質問の内容は、駐停車車両の側方通過であり、追越しではありません。対向車に注意して側方通過できます。

問 はみ出し禁止道路で、右側部分をはみ出さなければ、原付を追い越してもよいのか？

答 はみ出し禁止は、追越しを禁止ではありませんので、はみ出さなければ原付を追い越しても違反になりません。はみ出し禁止は、追越し時に対向車との衝突事故を防止するため、道路の右側部分にはみ出すことを禁止したものであるため、法的には前車が自転車等の軽車両であっても、追い越すため右側部分にはみ出して通行すれば、違反となります。また、追い越しを完了しなくても道路の右側部分にはみ出して通行すれば、違反となります。前車がないのに、はみ出して通行すれば、右側通行違反になります。

問 右側部分に少しでもはみ出すと違反になるのか？

答 理論的には車体の一部でも、はみ出せば違反になると考えられますが、「対向車との危険を感じる程度の、はみ出しを必要とする」との解釈があり、実務的には車体の半分以上をはみ出して通行すれば、違反が成立すると考えます。

